

毎週火、金曜日発行(但休日にかぎらず) 昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次

- ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- ◇電気規程 電気局組織規程の一部改正  
電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部改正

## 人事委員会規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年四月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 中本 覚 蔵

### 鳥取県人事委員会規則第七号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則(昭和三十二年鳥取県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

行政職等級区分表中

農業講習所		所長	を	農業講習所		所長	に、
農業協同組合講習所			を	農業協同組合講習所		所長	に、
労政事務所		所長	を	労政事務所		所長	に、

土木出張所	所長	課長	を	土木出張所	所長	工務課長 庶務課長	に改め、
						駐在所主任	

境港務所				所長	を削り、
				〃	

電気局 局長	を	電気局 局長	に改める。
		次局長	

この規則は、公布の日から施行する。

### 電気事業管理規程

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電気事業管理規程第一号

鳥取県電気局組織規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局組織規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(職)

第五条 局、課及び係にそれぞれ次の長を置き、局に次長、課に課長補佐を置く。

- 局 長
- 課 長
- 係 長

第六条を次のように改める。

(職の職務)

第六条 前条に掲げる職の職務は次のとおりである。

- 一 局 長 知事の命を受けて局の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
- 二 次 長 局長をたすけて、局務を整理し、局長不在のときその職務を代行する。
- 三 課 長 上司の命を受け課務を掌理する。
- 四 課長補佐 課長をたすけて、課の事務に従事し、課長不在のときその職務を代行する。
- 五 係 長 上司の命を受けその係に属する事務を処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十四年四月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県管電気事業管理規程第二号

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県電気局に勤務する職員の職の設置に関する規程(昭和三十二年七月鳥取県管電気事業管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

- 一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てるもの
  - 1 本 庁
    - 一 局 長 二 次 長 三 課 長
    - 四 課長補佐 田 係 長
- 2 事業所

（一）所長 （二）次長

附則

この規程は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

知行日 火、金

発 行 所 鳥取県鳥取市東町取  
刷 所 鳥取市東町取  
印 所 鳥取市東町取